

第1号議案

教育委員会規則の改廃について

宮城県教育功績者表彰規則(昭和56年宮城県教育委員会規則第17号)の一部を改正する。

令和8年5月15日提出

宮城県教育委員会教育長 小野寺邦貢

1 改正の理由

教育功績者表彰の適正かつ円滑な事務の遂行を図るため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

教育功績者表彰の対象者について、次の欠格条項を設けるもの。

- (1) 罰金以上の刑に処せられたもの(道路交通法(昭和35年法律第105号)又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の規定により罰金刑に処せられたもの及び刑の言渡しの効力が消滅したものを除く。)
- (2) 破産者であつて復権を得ないもの
- (3) 現に起訴されて刑が確定していないもの
- (4) その他表彰することが不相当と認められるもの

3 施行日

公布の日

宮城県教育委員会規則第10号

宮城県教育功績者表彰規則の一部を改正する規則

宮城県教育功績者表彰規程（昭和56年宮城県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育功績者表彰)</p> <p>第3条 教育功績者表彰は、次の各号の一に該当するもので功績が顕著であるものに対して行う。</p> <p>(1) 本県の学校教育、社会教育、芸術、文化、スポーツその他教育の振興に特に寄与したもの</p> <p>(2) 教職員で殉職したもの</p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項に掲げる表彰を受けることができない。</u></p> <p><u>(1) 罰金以上の刑に処せられたもの（道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定により罰金刑に処せられたもの及び刑の言渡し効力が消滅したものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 破産者であって復権を得ないもの</u></p> <p><u>(3) 現に起訴されて刑が確定していないもの</u></p> <p><u>(4) その他表彰することが不相当と認められるもの</u></p>	<p>(教育功績者表彰)</p> <p>第3条 教育功績者表彰は、次の各号の一に該当するもので功績が顕著であるものに対して行う。</p> <p>(1) 本県の学校教育、社会教育、芸術、文化、スポーツその他教育の振興に特に寄与したもの</p> <p>(2) 教職員で殉職したもの</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。